

発議案第 17 号

ガソリン・軽油価格の引下げを求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 6 月 18 日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	飛知和 真理子
賛成者	八千代市議会議員	大 竹 秀 樹
	同	山 口 勇

提案理由

国に対し、国民生活を守り、地域経済を回復させるため、トリガー条項の凍結を解除し、速やかにガソリン・軽油価格の引下げを行うとともに、地方揮発油税及び軽油引取税の収入の減少が地方自治体の財政に悪影響を及ぼさないよう、減収補填措置を講ずることを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

ガソリン・軽油価格の引下げを求める意見書

ガソリン・軽油価格の高騰は、家計を圧迫するだけでなく、地域産業にも深い影を落としている。特に地方においては、自動車は生活必需品となっており、人口比での保有台数も多く、経済に及ぼす影響も甚大である。

租税特別措置法及び地方税法には、ガソリンの平均小売価格が3か月連続で1リットル当たり160円を上回った場合、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税の特例税率の適用を停止し、本則税率に戻すことができるいわゆるトリガー条項が規定されているものの、2011年以降凍結されている。

よって、本市議会は国に対し、国民生活を守り、地域経済を回復させるため、トリガー条項の凍結を解除し、速やかにガソリン・軽油価格の引下げを行うとともに、地方揮発油税及び軽油引取税の収入の減少が地方自治体の財政に悪影響を及ぼさないよう、減収補填措置を講ずることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

八千代市議会

提出先

衆	議	院	議	長	様
参	議	院	議	長	様
内	閣	総	理	大	臣
総	務	大	臣		様
財	務	大	臣		様